

学生・教職員・関係者の皆様へ

大分県立芸術文化短期大学
学長 中山 欽 吾

学内全面禁煙の実施について

本学は、学生及び教職員の健康に重大な影響を及ぼす受動喫煙の防止と安全かつ快適な教育・研究環境の形成を図るため、平成 21 年 3 月 18 日に「喫煙に関するガイドライン」を策定し、分煙対策を進めてきました。その後、衛生委員会では 22 年度からの学内全面禁煙について検討してまいりました。検討結果報告書に基づき、22 年 2 月 23 日開催の教育研究審議会において、22 年 4 月 1 日から学内全面禁煙とすることを決定いたしました。

もとより、すべての学生、教職員及び大学関係者の命と健康を守ることは、人間性豊かな人材を育成するという本学理念の基本ともいえます。あわせて、喫煙しない学生を社会に送り出すことも本学の使命であります。

文部科学省は学校等の公共の場においては原則禁煙とし、かつ喫煙防止教育の推進に努めることとしており、厚生労働省は 22 年 2 月 25 日、受動喫煙防止策として学校、官公庁等の公共施設等の全面禁煙を各機関に通知したところであります。県内各大学をみましても、大分大学、大分県立看護科学大学ではすでに全面禁煙を実施しており、その他私立大学においても段階的に全面禁煙に取り組むことが示されています。

同時に、本学はタバコを原因とする火災から大学が保有する貴重な資料や資産を守り、後世に伝えるべき責務を負っています。

本学は県立大学として、県民の範を示すことが極めて重要であり、ここに学内全面禁煙を宣言するものであります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 実施内容

平成 22 年 4 月 1 日から敷地内を全面禁煙とします。

2. 実施目的

- (1) 敷地内での受動喫煙を防止します。
- (2) 学生が喫煙習慣を身につけることを防止します。
- (3) すべての学生及び教職員の健康の維持増進に貢献します。
- (4) 命を大切にすることを育て社会に貢献します。
- (5) タバコを原因とする火災から資料・資産を守ります。

3. 啓発活動等

- (1) 学内全面禁煙を学長メッセージとして宣言
- (2) ホームページ、広報誌、学内掲示、キャンパスガイド等で告知
- (3) 入学式、新入生オリエンテーション、授業等で学生及び保護者に説明
- (4) 大学内入構者(業者等)に説明
- (5) 各種会議等を活用して、健康研修会を実施
- (6) 禁煙を希望する学生及び教職員への支援

4. 備考

本学周辺の路上禁煙についてもご協力をお願いします。